

# 『みやぎ子ども・子育て幸福計画（仮称）第Ⅰ期（中間案）』の概要①

参考資料 1-3

## 《計画の位置付け》

- ・「宮城の将来ビジョン」及び「宮城震災復興計画」を上位計画にもつ個別計画
- ・次世代育成支援対策推進法第9条に基づく行動計画
- ・子ども・子育て支援法第62条に基づく実施計画

## 《計画期間》平成27年度から平成31年度までの5年間

## 《理念》

- ・健やかな体と豊かな心を持ったみやぎの子どもの育成
- ・安心して子どもを生み育てることができる地域社会の実現

## 《計画策定の視点》

- |                 |                       |
|-----------------|-----------------------|
| 1 すべての子どもの幸せの視点 | 4 地域全体での子ども・子育て応援の視点  |
| 2 すべての親への応援の視点  | 5 被災した子どもや家族への復興支援の視点 |
| 3 仕事と生活の調和実現の視点 |                       |

## 現 状

### 1 子どもの権利の侵害と子どもや親の家庭環境等の変化

- ◆平成6年に批准した「子どもの権利条約」は社会に十分浸透したとはいえない状況にある。そのことが要因の一つとなり、虐待、いじめ、ひきこもり、不登校など、子どもをめぐる問題が発生している。
- ◆特に東日本大震災の影響により、家庭環境や生活環境が大きく変化しており、権利の侵害を受けやすく、問題をより深刻化・複雑化させている。
- ◆兄弟姉妹の数の減少で、異年齢の中で育つ機会が減少し、また、社会性の基礎を形づくる「人とのかかわり」の機会も乏しい状況にある。
- ◆平均的な所得の半分を下回る世帯で暮らす17歳以下の子どもの割合を示す「子どもの貧困率」は年々悪化しており、その対策が急務となっている。

### 2 慢性的な待機児童の発生や多様なニーズへの対応

- ◆都市部を中心に、女性の就業率の上昇や人口集中により保育需要は増加しており、各市町村において施設整備等を行っているものの、平成26年は県全体で978人の待機児童が発生している。
- ◆認定こども園は、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化等によらず子どもを受け入れられる施設であるものの、施設数は未だ少数であり、我が県において十分に浸透しているとはいえない状況である。
- ◆核家族化の進展や共働き家庭の増加等により、就労状況に応じた保育、休業日や長期休業日の預かりなど、子育てに関するニーズは多様化している。
- ◆待機児童の問題とともに保育士不足が深刻な状況であり、また、保育士の確保と同時に質の確保が問題となる。

### 3 学力・体力の低下といじめ・不登校等の発生

- ◆基本的生活習慣の確立と学力の向上には深い関係があると言われているが、児童生徒の生活習慣の乱れが懸念されている。
- ◆近年、新規高等学校卒業者の就職率が高くなる一方で、就職から3年以内に離職する割合が依然として高く、定着率の引き上げが課題となっている。
- ◆全国学力・学習状況調査（小・中の国・数）では、全国平均を下回ることが多くなっている。また、被災地では生活環境の著しい変化により、放課後や週末、長期休業期間等の学習の場を失っている児童生徒もいる。
- ◆児童生徒数に占めるいじめの認知件数の割合が全国平均を上回っている。また、不登校児童生徒の発生割合についても小中学生ともに全国平均を上回っている。
- ◆児童生徒の体力・運動能力は全国平均を下回っている種目が多く、長期にわたり低下している種目もある。また、東日本大震災により運動環境に制限のある場も多く、さらに体力・運動能力の低下が懸念される。

## 《指標》

本計画では、合計特殊出生率及び保育所入所待機児童数の2項目を、進捗状況等に関する評価や検証を行うための指標とします。

### 【直近3年間の状況】

| 合計特殊出生率    | 平成25年 1.34 (全国平均値 1.43)<br>平成24年 1.30 (全国平均値 1.41)<br>平成23年 1.25 (全国平均値 1.39) |
|------------|---|
| 保育所入所待機児童数 | 平成26年 978人 (うち仙台市 570人)<br>平成25年 966人 (うち仙台市 533人)<br>平成24年 857人 (うち仙台市 410人) |

## 課 題

### 1 子どもの最善の利益の実現と生み育てやすい環境の整備

- ◆全ての子どもが持つ「権利」を子ども自身が意識し、その大切さを親や学校などの子どもと関わる者が認識し、一人一人の子どもの健やかな育ちを保障する必要がある。
- ◆権利の侵害を受けやすい子どもを擁護するための体制の整備が求められるとともに、権利を侵害された子どもに対する効果的なケアが必要である。
- ◆地域全体での子育て支援を進め、子どもを生み育てやすい環境づくりが必要である。
- ◆貧困が世代を超えて連鎖することがないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る必要がある。

### 2 市町村等との連携による教育・保育の推進

- ◆増加し続ける保育需要に対応するためには、潜在的なニーズも含めた保育の必要量の把握とともに、計画的な施設等の整備が必要である。
- ◆住民の利用状況や利用希望に沿った教育・保育施設の利用を可能にするため、認定こども園の普及・啓発を図っていく必要がある。
- ◆保護者の就労状況や利用状況・利用希望を把握し、多様なニーズに対する支援体制を構築する必要がある。
- ◆保育士の確保のためには、労働環境の整備により資格取得者の保育業務への従事や、資格を有しているものの、現在離職している者の再就職等を支援していくことが必要である。また、研修の実施により保育士の確保・資質向上が必要である。

### 3 学ぶ力と自立する力の育成

- ◆睡眠・食事・運動などに関する基本的生活習慣を身に着けるためには、家庭や学校だけでなく、地域・企業・民間団体等が協力して取り組む必要がある。
- ◆小学校から高等学校まで系統的な教育活動を通じ、常に社会の中における人間の生き方を考えながら学びに向かうよう促す必要がある。
- ◆学力の向上には指導方法、教材等の工夫による児童生徒の学習意欲の向上や、教員の指導力向上が必要である。特に、被災地では学習の場の提供が必要である。
- ◆いじめ等の問題行動の解消のため、関係者が連携し、身近な相談体制を構築するとともに、コミュニケーション能力を育成することが必要である。
- ◆体力は健康維持のほか、意欲や気力といった精神面の充実に大きく関わっており、児童生徒に積極的に身体を動かす意識を持たせるとともに、学校教育全体の中で体力向上に取り組んでいく必要がある。

## 取組の方向性

### 1 社会全体で子ども・子育てが大切にされる環境づくり

- ◆教育関係者、子育て支援者及び医療関係者など、子どもに関わる者と連携しながら、子どもの権利の普及・啓発を進め、人権に対する理解と認識を深めることにより社会全体への浸透を図る。
- ◆子ども総合センターや児童相談所の取り組みを中心に、その他関係機関と連携しながら、きめ細かいケアを行っていくとともに、権利を侵害された子どもに対する効果的なケアの推進を図る。
- ◆学校や関係機関等と連携しながら、子どもに触れる機会を創出するとともに、市町村や関係団体とネットワークを形成しながら県民運動として展開し、社会全体による子ども・子育て支援の気運醸成を図る。
- ◆教育を受ける機会の均等を図るとともに、生活支援、保護者の就労支援、経済的支援等を実施し、子どもが夢と希望を持てる成育環境の整備を図る。

### 2 幼児期の教育・保育の確保と充実

- ◆保育所等の施設整備を計画的に進め、待機児童を解消するとともに、親の就労状況によらず子どもを受け入れられる認定こども園の普及を図る。
- ◆幼稚園及び保育所から認定こども園への移行を含め、認定こども園の設置促進を図る。特に、幼保連携型認定こども園は、学校及び児童福祉施設として単一の認可の仕組みとした制度改正の趣旨を踏まえて普及を図る。
- ◆市町村が実施する地域子ども・子育て支援事業を支援し、妊娠・出産・育児に関する多様なニーズへの対応とともに住民への普及を図る。
- ◆保育士の待遇改善をはじめとする労働環境の整備を支援するとともに、いわゆる「潜在保育士」の再就職等を保育士・保育所支援センター（保育士人材バンク）により支援し、人材の確保を図る。また、段階に応じた研修を引き続き実施するとともに、実態に応じて研修の見直しを図りながら資質の向上を図る。

### 3 子どもの成長を支える教育の推進

- ◆学校・家庭・企業等で関係機関と連携・協力しながら、子どもの生活習慣確立に向けた普及啓発を図る。
- ◆社会における役割を主体的に選択する過程において、夢と志を持ちながら人間としての在り方・生き方を探求していく能力・態度の育成を図る。
- ◆授業力向上のための実践研究、校内研修の充実等を通じて教育内容及び方法の改善充実に取り組み、教員の指導力の向上を図る。また、被災地では市町村教育委員会と連携して学習支援を行い、学習習慣の形成を図る。
- ◆学校・家庭・関係機関等が連携したネットワークの構築や、スクールカウンセラーの配置等による相談体制の充実を図るとともに、様々な活動を通じて豊かな心と社会性を育み、自ら考え行動できる力の育成を図る。
- ◆教職員の研修派遣や、市町村教育委員会と連携した実践研究等を通じて、体育・保健体育指導者の意識高揚及び資質向上を図るとともに、被災により運動環境に制限がある学校では環境の整備や狭い場所でも可能な事例紹介等により運動機会の創出を図る。

# 『みやぎ子ども・子育て幸福計画（仮称）第Ⅰ期（中間案）』の概要②

## 現 状

### 4 妊娠・出産・育児等に関する健康の確保

- ◆妊娠週数不詳者や妊娠後期に母子手帳の交付を受ける妊婦があり、妊娠期の健康確保が危ぶまれている。特に、妊婦健診未受診者は、飛び込み出産により危険を伴うことや、産後の準備がないため育児困難になる可能性がある。
- ◆晩婚化の進行に伴う晩産化により、不妊に悩む夫婦が増え、不妊治療を受けている夫婦にとって、高額の医療費を要する不妊治療は大きな経済的負担となっている。
- ◆性情報が氾濫し、性行動に関連した健康上のリスク（性感染症や望まない妊娠等）にさらされている。
- ◆食生活は、社会環境の変化やライフスタイルの多様化により大きく変化しており、不規則な食事、栄養バランスの偏り、肥満や生活習慣病の増加など、様々な問題が指摘されている。
- ◆医療の進歩や医学的技術の向上によりN I C U等長期入院児が増加し、医療機関は慢性的な満床状態となっており、新たな受入が困難となるなど、医療体制の整備が急務となっている。

### 5 心の問題を抱える子どもの増加や児童虐待の発生等

- ◆子どもをめぐる問題が多様化・複雑化し、心の問題を抱える子どもが増加しており、その子どもを育てる親も不安を抱えている。
- ◆被災した子どもとその保護者は、家庭環境や生活環境が大きく変化しており、心のケアの必要性が更に高まっている。
- ◆様々な児童虐待防止対策を講じているものの、依然として多くの児童虐待が発生している。
- ◆様々な理由から保護を要する子どもがあり、児童養護施設等には虐待を受けた子どもの入所が増加している。また、東日本大震災で親を失った子どもの養育世帯については親族里親又は養育里親として認定している。
- ◆障害のある子どもを持つ保護者は、他の子育て家庭以上に大きな不安を抱えている。

### 6 出産・育児に厳しい労働環境

- ◆労働人口の減少の中で経済発展を進めるためにも女性の就業が求められているものの、就労希望を持っていても、出産を機に離職したり、労働条件や保育サービス利用の問題から再就職ができない状況になることが少なくない。
- ◆男性の育児参加を促す育児休業制度が導入されているものの、育児休業取得率は依然として低い。
- ◆女性の就業率の上昇や人口集中により保育需要は増加しており、都市部を中心に対応児童が発生している。
- ◆就労機会の増加や就労形態の多様化等により、延長保育や一時預かり保育、病児・病後児保育の必要性が高まっている。

### 7 子育て環境の変化と子どもの事故・犯罪被害の発生

- ◆少子化等に伴い、人口構成がこれまでと異なり、年齢や家族構成が変化していることから、状況に応じた子育て家庭への住居の安定支援が求められる。
- ◆県内の子どもの交通事故は減少傾向にあるが、痛ましい死亡事故が発生しており、事故に遭う子どもの側にも車道への飛び出し等の違反が認められる。
- ◆各地域の警察署と防犯ボランティア団体との合同パトロールなどを実施しているが、児童生徒の登下校中にわいせつ犯罪や不審者による声掛けなどが発生している。
- ◆人格形成の途上にある子どもが犯罪等の被害に遭った場合は、その後の健やかな育成に与える影響が大きい。

## 課 題

### 4 医療機関・学校等関係機関との連携による健康の確保

- ◆市町村等関係機関と連携しながら把握に努めるとともに、制度や相談窓口等の普及・啓発を図る必要がある。
- ◆不妊に関する相談・指導や情報の提供が不足しており、不妊等に悩む夫婦等に対する支援により、不安感や負担感を解消する必要がある。
- ◆各機関単独での取組では限界があるため、教育・保健・医療・福祉の連携による支援体制を整備する必要がある。
- ◆子どもの食育を進めるためには、普及・啓発により、子どもだけでなく県民一人一人の意識高揚と機運醸成とともに、学校給食の充実等により食の関心を高める必要がある。
- ◆妊娠の届出から出産までの各種情報を関係機関間が共有し、安全・安心な妊娠・出産が可能となる環境を整備する必要がある。

### 5 家庭・地域・施設等の連携による支援の充実

- ◆子どもや保護者からの相談等に引き続き細かく対応していくとともに、サービスの地域格差の改善や診療の質の向上を図る必要がある。
- ◆震災により心に傷を負った子どもやその家族に対し、相談体制の充実やストレスの軽減、困難を乗り越えるための多様な支援が必要である。
- ◆関係機関職員の資質向上を図るとともに、相談機関の周知広報、関係機関との連携による迅速かつ的確な対応が必要である。
- ◆子どもの健やかな成長には、家庭的な雰囲気の中での養育が必要である。また、東日本大震災により親を失った子どもの養育世帯には、今後も継続的に様々な支援をしていく必要がある。
- ◆専門医療期間での医療提供後の地域における生活支援や日頃のケアまでを含めた対応が必要である。

### 6 働きやすい職場づくりと働き方の見直し

- ◆仕事と家庭の両立を支援するための各種制度の充実や、相談窓口などの情報提供、働きやすい職場づくりの促進など普及・啓発を進めていく必要がある。
- ◆働き方に関するこれまでの考え方や仕組みを見直す必要がある。また、育児休業には職場の理解と協力が必要である。
- ◆増加し続ける保育需要に対応するためには、潜在的なニーズも含めた保育の必要量の把握とともに、計画的な施設等の整備が必要である。
- ◆保護者の就労状況や利用状況・利用希望を把握し、多様なニーズに対する支援体制を構築する必要がある。

### 7 子育てしやすい環境と子どもの安全のための体制整備

- ◆少子化の進行、核家族化など、状況の変化により多様化・顕在化する住宅に対する要請に対応していく必要がある。
- ◆地域住民や学校など関係機関との連携により、児童生徒の登下校中の交通安全をより一層推進していく必要がある。
- ◆関係機関が連携しながら安全を確保するための体制の整備が必要であるとともに、防犯のための知識を養い、自主的に防犯に取り組む必要がある。
- ◆被害に遭った子どもの心のケアに当たっては、悩みや不安を受け止めて相談等に応じ、立ち直りを支援していくことが必要である。

## 取組の方向性

### 4 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保と増進

- ◆妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて母子の健康が確保されるよう、広域的・専門的立場からの課題の把握とその解決に取り組むとともに、普及・啓発を図る。
- ◆不妊・不育に関する相談・指導体制を維持し、不妊治療等に関する情報を提供するとともに、体外受精や顕微授精に要する費用の助成など、経済的な負担の軽減を図る。
- ◆市町村やN P O等と連携しながら、思春期の子どもに対し、学校での出前講座の実施等を通じて、性に関する正しい情報の効果的な提供を図る。
- ◆食育について、家庭や学校・保育所等関係団体が果たす役割を、シンポジウムの開催等を通じて普及・啓発するとともに、学校給食に関する研修等の受講により栄養教諭等の食に関する指導や学校給食の充実を図る。
- ◆妊娠の届出から出産までの各種情報のI C T化を図ることで、安全・安心な妊娠・出産が可能となる環境を整備する。また、N I C U等長期入院児が円滑に在宅療養まで移行できるよう、関係者間の連携体制の構築を図る。

### 5 支援を必要とする子どもや家庭への対応

- ◆児童精神科医による専門的・多面的な心のケアの充実、診療所の体制充実や関係機関との連携による幅広い支援の充実を図る。
- ◆被災した子どもやその保護者等に対しては、独立行政法人宮城県立病院機構・市町村・学校等関係機関と連携しながら、医療的ケアを含めた心のケアに関する幅広い支援の展開を図る。
- ◆児童虐待防止対策として、児童相談所を核に、福祉・医療・教育・警察等と連携しながら、より実効性のある施策の実施、体制の構築を図る。
- ◆保護を要する子どもが、家庭的な雰囲気で養育されるよう、里親の下での養育の推進を図る。また、東日本大震災により親を失った子どもの親族里親又は養育里親に対し、継続的な経済的支援をはじめとした様々な支援の充実を図る。
- ◆障害特性を理解した適切な相談支援等ができる人材を養成するとともに、地域の支援機関が相互に連携して包括的な支援ができる体制の構築を図る。

### 6 仕事と子育ての両立の推進

- ◆男女共同参画に関する県民からの相談対応、「仕事と生活の調和」の実現のための各種支援の充実や広報による普及・啓発、制度情報の提供により、労働者及び事業主の意識改革を図る。
- ◆労働環境の整備、男女共同参画の推進、子育て支援などの様々な観点から「仕事と生活の調和を実現するための働き方の見直し」に関する普及・啓発を図る。
- ◆保育所等の施設整備を計画的に進め、待機児童を解消するとともに、親の就労状況によらず子どもを柔軟に受け入れられる認定こども園の普及を図る。
- ◆市町村が実施する地域子ども・子育て支援事業を支援し、妊娠・出産・育児に関する多様なニーズへの対応とともに住民への普及を図る。

### 7 子どもが安全で安心して暮らせる環境の整備

- ◆多家族や未成年の子どもを3人以上扶養している母子・父子家庭等を対象とした特別割当住宅の募集等を継続するとともに、募集案内等の周知を図る。
- ◆通学路や学校周辺において、ゾーン30の整備や交通信号機などの交通安全施設の整備の推進とともに、自転車の安全利用の促進や正しい横断の励行など、各種交通安全運動の展開を図る。
- ◆登下校時などに危険を感じた際に保護して警察等に通報する「子ども110番の家」の周知徹底や、メール配信・リーフレットの配布等を通じて防犯への意識高揚を図るとともに、学校からの要請に応じてスクールサポーターの派遣等により学校周辺のパトロール活動の展開を図る。
- ◆被害に遭った子どもに対しては、その立ち直りを支援するため、関係機関と連携しながら、臨床心理学や精神医学といった高度な知識等を持つ専門家による診療及び相談等を行うなど、きめ細かく効果的なケアの推進を図る。